

議員発議案第4号

成年年齢引き下げによる消費者被害の対策を求める意見書

令和4年4月1日から、民法の成年年齢が20歳から18歳に変更され、成年年齢が引き下げられる。法律上18歳になると成年と認められ、親権者の同意なく携帯電話の購入や不動産の賃貸借等の契約を結べるようになる。

一方、これまで未成年者を消費者被害から守り、最大の防波堤とされていた未成年者取消権が18歳から失われることとなり、若者が悪質事業者のターゲットとなることが懸念されている。

現在も、20歳(成年)になるとマルチ商法の苦情相談が急激に増加する傾向にあることや、クレジットカードを作成して多額の借金をしてしまい、返済に苦慮する若者がいる。成年年齢が引き下げられると、このような問題が、未成年者取消権が行使できなくなる18歳から発生することが容易に想像され、より深刻な被害の発生が懸念される。

よって、国においては、成年年齢の引き下げを見据えた消費者教育の充実をこれまで以上に進めるとともに、不当な勧誘については、消費者契約法の取消権を充実すること、さらに、インターネット取引など新しい商取引の拡大に対応し、消費者への十分な情報提供や意識啓発、悪質な事業者への迅速な対応を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年3月16日

宮 崎 県 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 殿
参 議 院 議 長	山 東 昭 子 殿
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)	若 宮 健 嗣 殿